

○毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

平成18年3月28日

教委告示第5号

改正 平成18年5月24日教委告示第12号

平成19年5月23日教委告示第16号

平成20年5月27日教委告示第14号

平成21年5月18日教委告示第10号

平成22年6月1日教委告示第8号

平成23年5月27日教委告示第7号

平成24年5月23日教委告示第6号

平成25年6月27日教委告示第12号

平成26年6月27日教委告示第10号

平成27年6月26日教委告示第10号

平成27年12月28日教委告示第19号

平成28年7月1日教委告示第13号

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が入園料及び保育料（以下「保育料等」という。）の減免をする場合に、毛呂山町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象及び額)

第2条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する満3歳児（満3歳に達した幼児で翌年度の4月を待たずに年度途中から幼稚園に就園した者）、3歳児（当該年度の4月1日現在満3歳の者）、4歳児（当該年度の4月1日現在満4歳の者）及び5歳児（当該年度の4月1日現在満5歳の者）の保護者で町内に住所を有する者に対し、保育料等を減免する場合に、毛呂山町は、別表に定める範囲内において補助を行うものとする。

(補助金の申請)

第3条 補助を受けようとする私立幼稚園の設置者は、幼稚園就園奨励費補助金（変更）交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

(1) 幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書（様式第2号）

(2) 保育料等減免措置に関する調書（様式第3号）

(3) 市町村民税の課税（非課税）証明書又は市町村民税の納税通知書の写し。

ただし、生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている世帯にあつては、福祉事務所の長の証明によって代えることができる。

(4) 徴収している保育料等の額を明らかにする書類

2 前項第3号の書類は、町長において課税等を確認できる場合は、省略することができる。

（交付決定通知）

第4条 町長は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付の可否を決定し、幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書（様式第4号）を私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

（減免措置の報告）

第5条 補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を町長に報告するものとする。

（実績報告）

第6条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後15日以内又は当該年度の3月20日までのいずれか早い日までに、幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書（様式第5号）を町長に提出するものとする。

（事務取扱手数料）

第7条 私立幼稚園就園奨励費の事務取扱手数料として、私立幼稚園就園奨励費補助を受ける私立幼稚園に対し、均等割3,000円、人数割200円の基準で補助金の交付時に交付する。

（書類の整備）

第8条 補助金の交付を受けた私立幼稚園の設置者は、保育料等の減免について（様式第6号）を備えておかなければならない。

（書類の提出）

第9条 町長は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委告示第12号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年教委告示第16号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成20年教委告示第14号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年教委告示第10号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年教委告示第8号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年教委告示第7号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年教委告示第6号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則（平成25年教委告示第12号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年教委告示第10号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成 27 年教委告示第 10 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 27 年教委告示第 19 号）

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年教委告示第 13 号）

この告示は、公布の日から施行し、改正後の毛呂山町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱別表の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第 2 条関係）

（単位：円）

区分	小学校 1～3 年生の 兄弟		0 人			1 人		2 人以上	
	出生順		第 1 子	第 2 子	第 3 子 ～	第 2 子	第 3 子 ～	第 3 子 ～	
I	生活保 護法の 規定に よる保 護を受 けている 世帯	在園 1 人目	308, 000	308, 000	308, 000	308, 000	308, 000	308, 000	
		同時在園 2 人 目		368, 000	368, 000		368, 000	368, 000	
		同時在園 3 人 目以降			368, 000		368, 000	368, 000	
II	町民税 非課税 または 町民税 所得割 非課税 の世帯	ひと り 親 世 帯 等	在園 1 人目	308, 000	308, 000	308, 000	308, 000	308, 000	
			同時在園 2 人目		368, 000	368, 000		368, 000	368, 000
			同時在園 3 人目以降			368, 000		368, 000	368, 000
		上	在園 1 人目	272, 000	290, 000	308, 000	290, 000	308, 000	308, 000

		記		000	000	000	000	000	000
		以外	同時在園2人目		350,000	368,000		368,000	368,000
			同時在園3人目以降			368,000		368,000	368,000
Ⅲ	町民税 所得割 税額が 注6(1) 以下の 世帯	ひと 親 世帯 等	在園1人目	217,000	308,000	308,000	308,000	308,000	308,000
			同時在園2人目		368,000	368,000		368,000	368,000
			同時在園3人目以降			368,000		368,000	368,000
		上記 以外	在園1人目	115,200	211,000	308,000	211,000	308,000	308,000
			同時在園2人目		271,000	368,000		368,000	368,000
			同時在園3人目以降			368,000		368,000	368,000
Ⅳ	町民税 所得割 税額が 注6(2) 以下の 世帯	在園1人目	62,200	62,200	62,200	185,000	185,000	308,000	
		同時在園2人目		245,000	245,000		368,000	368,000	
		同時在園3人目以降			368,000		368,000	368,000	
Ⅴ	上記以 外	在園1人目	10,000	10,000	10,000	154,000	154,000	308,000	
		同時在園2人目		214,000	214,000		368,000	368,000	
		同時在園3人目			368,000		368,000	368,000	

	目以降			000		000	000
--	-----	--	--	-----	--	-----	-----

注

- 1 補助対象経費は、入園料及び保育料の合算額とする。
- 2 第Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ区分の課税については、当該年度に納付すべき税額とする。
- 3 多子軽減に係る兄弟の年齢は、第Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ区分は制限なし。第Ⅳ・Ⅴ区分は小学校3年生以下とする。
- 4 第Ⅱ・Ⅲ区分の「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、そのほかの世帯（生活保護法に定める要保護者等、特に困窮していると町長が認めた世帯）とする。
- 5 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。
- 6 町民税の所得割課税額は、次に掲げる算出方法により計算した額とする。
この場合において、年齢計算は補助年度の前年12月31日現在で行う。
 - (1) 第Ⅲ区分…町民税の所得割課税額：34,500円に、ア・イの合計を加えた額
 - ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円
 - イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円
 - (2) 第Ⅳ区分…町民税の所得割課税額：171,600円に、ア・イの合計を加えた額
 - ア 16歳未満の扶養親族の数×19,800円
 - イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円
- 7 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式を参考に算出された金額を上限とし、減額して適用する。
 - (1) 入園料支払があり、在園1人目の場合

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払月額} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
 - (2) 入園料支払があり、同時在園2人目以降の場合

$$(\text{上記の単価} - 60,000 \text{円}) \times (\text{保育料の支払月額} + 3) \div 15 + 60,000 \text{円} \times \text{保育料の支払月数} \div 12 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$
 - (3) 入園料支払がなく、在園1人目の場合

上記の単価×保育料の支払月額÷12（百円未満を四捨五入）

(4) 入園料支払がなく、同時在園2人目以降の場合

（上記の単価－60,000円）×（保育料の支払月額）÷12＋6

0,000円×保育料の支払月数÷12（百円未満を四捨五入）

8 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度額とする。

9 町民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて所得割階層区分を決定する。

様式第1号(第3条関係)

年 月 日

毛呂山町長 あて



年度幼稚園就園奨励費補助金(変更)交付申請書
年度幼稚園就園奨励費補助金を(年 月 日付け 第 号による交付申請額を変更して)下記のとおり交付されるよう関係資料を添えて申請します。

記

区 分		金 額
補助金交付申請額		円
内 訳	既 決 定 額	円
	増 (減) 額	円

様式第2号(第3条関係)

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

第1子分・第2子分・第3子分 合計		幼稚園名		
保育料等減免措置区分		減免額A(円)	人員B(人)	補助金申請額 A×B(円)
生活保護世帯	満3歳児			
	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
	小計			
町民税非課税	満3歳児			
	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
	小計			
町民税所得割非課税	満3歳児			
	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
	小計			
町民税所得割課税額が条件1の額以下	満3歳児			
	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
	小計			
町民税所得割課税額が条件1の額を超え条件2の額以下	満3歳児			
	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
	小計			
上記以外	満3歳児			
	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
	小計			
計	満3歳児			
	3歳児			
	4歳児			
	5歳児			
	小計			
備考				
<p>1 この表において「条件1の額」とは、次の計算方法により算出した額とする。 町民税所得割課税額34,500円+(16歳未満の扶養親族の数×21,300円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円)</p> <p>2 この表において「条件2の額」とは、次の計算方法により算出した額とする。 町民税所得割課税額171,600円+(16歳未満の扶養親族の数×19,800円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円)</p> <p>3 年齢は、補助年度の前年12月31日現在とする。</p>				

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

様

毛呂山町長 氏 名 印

年度幼稚園就園奨励費補助金交付決定通知書
年 月 日付けで申請のありました 年度私立幼稚園就園奨励費補助金については、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

区 分	金 額
就園奨励費補助金	

年 月 日

毛呂山町長 あて

幼稚園又は設置者

㊦

年度幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

年 月 日付け 発第 号で補助金交付決定通知のあった 年度幼稚園就園奨励費補助金事業を実施したので、関係資料を添えて下記のとおり報告します。

記

第1子分・第2子分・第3子分・合計

保育料等減免措置区分		補助対象経費 (A)	対象人員 (B)	補助金額 A×B(C)	補助金交付決定額 (D)	CとDのうち低い方の金額 (E)	不要額 D-E(F)
生活保護世帯	満3歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
	小計						
町民税非課税	満3歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
	小計						
所得割非課税	満3歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
	小計						
町民税所得割課税額が条件1の額以下	満3歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
	小計						
町民税所得割課税額が条件1の額を超え条件2の額以下	満3歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
	小計						
上記以外	満3歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
	小計						
計	満3歳児						
	3歳児						
	4歳児						
	5歳児						
	小計						
備考							
1 この表において「条件1の額」とは、次の計算方法により算出した額とする。 町民税所得割課税額34,500円+(16歳未満の扶養親族の数×21,300円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円)							
2 この表において「条件2の額」とは、次の計算方法により算出した額とする。 町民税所得割課税額171,600円+(16歳未満の扶養親族の数×19,800円+16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円)							
3 年齢は、補助年度の前年12月31日現在とする。							

様式第6号(第8条関係)

保育料等の減免について

保護者氏名

㊟

園児
す。

に係る入園料、保育料についての減免を受けたことを確認しま

減免額

円

年 月 日

幼稚園 様

様式第1号 (第3条関係)

様式第2号 (第3条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)

様式第5号 (第6条関係)

様式第6号 (第8条関係)